

## □ 中越地震に伴う緊急消防援助隊の 活動状況と課題について

### 消防庁震災等応急室

#### 1 はじめに

平成 16 年 10 月 23 日(土)17 時 56 分頃、阪神・淡路大震災以来の震度 7 の激震が、新潟県中越地方を襲った。この地震以降 2 時間以内に、さらに 3 回にわたり震度 6 弱以上の地震が発生し、4 日後の 27 日 10 時 40 分頃にも震度 6 弱を記録する地震が発生した。この地震により、46 人が死亡するなど多くの死傷者を出すとともに、2,827 棟の住家が全壊するなど多くの建物が損壊し、9 件の火災が発生した。

この地震に際しても緊急消防援助隊が出動し、多数の住民の救出など所期の活動の目的を達したところであるが、その主な活動状況及び課題は次のとおりである。

#### 2 緊急消防援助隊の活動状況

##### (1) 概要

10 月 23 日(土)から 11 月 1 日(月)までの 10 日間で、1 都 14 県(宮城県、山形県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、長野県、山梨県、富山県、石川県、愛知県)内の 163 の消防本

部及び 10 の県防災航空隊から、480 隊(ヘリコプター 20 機を含む)、2,121 人が、小千谷市、川口町、山古志村、長岡市等で活動し、453 名(ヘリコプター 282 名、陸上 171 名)を救出した。

##### (2) 主な活動等

① 発災後、消防庁では直ちに災害対策本部を設置し、緊急消防援助隊の出動にかかる準備を開始するとともに、10 月 23 日 18 時 25 分に消防組織法第 24 条の 3 第 2 項に基づき埼玉県知事に対し防災ヘリコプターの、同条第 4 項に基づき仙台市長に対し指揮支援部隊及び消防ヘリコプターの出動を要請した。

② 10 月 23 日 19 時 20 分に新潟県知事から長官に要請があったことから、直ちに同条第 1 項に基づき山形県、福島県、富山県及び東京都に出動要請を行った。以後、基本的に「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき出動県隊を指定し、順次部隊の交代及び増強を行った。

③ 発災後直ちに新潟県庁に緊急消防援助

隊調整本部が設置され、指揮支援部隊が到着するまでの間に新潟市消防局が、県内広域応援隊の指揮、緊急消防援助隊の進出拠点の選定、新潟県警察本部への誘導依頼など関係機関との調整を適切に行った。

- ④山古志村への道路が崩壊等により寸断され陸路での進入が困難であったことから、ヘリコプターで隊員が進入して孤立住民の救出や安否確認に当たった。特に全村避難に際し、自衛隊、警察、海上保安庁及び消防が連携し、ヘリコプターの効率的活用が図られた。
- ⑤妙見堰母子生き埋め現場において、長岡市消防本部指揮隊長の指揮の下、新潟市消防局救助隊及び東京消防庁をはじめとする緊急消防援助隊救助部隊が、警察、自衛隊、国土交通省等と連携し夜を徹して活動し、二歳男子及び母親(医療機関搬送後死亡確認)を震災から 92 時間ぶりに救出した。
- ⑥強い余震が続いたこと、山崩れ等により天然ダムが形成されたことなど二次災害の発生が懸念されたことから、緊急消防援二助隊による警戒活動が継続された。また、11月1日に緊急消防援助隊が引き上げた後も、山形県、福島県、群馬県、長野県及び富山県が11月24日まで出動態勢の強化を図った。
- ⑦緊急消防援助隊調整本部、指揮支援本部における関係機関等との調整などを行うために、消防庁職員 35 人及び消防研究所職員 18 人の計 53 人を派遣した。

### 3 緊急消防援助隊の運用全般にかかる課題

#### (1) 緊急消防援助隊の計画的増強

緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うために、基本計画に基づき整備が進められているが、今後、部隊数の確保のみならず、緊急消防援助隊車両として有すべき「四輪駆動」性能の確保など性能面をも考慮した計画的な整備が求められる。

#### (2) より実践的な訓練の実施

都道府県内応援隊と緊急消防援助隊との連携、警察や自衛隊・海上保安庁をはじめとした行政機関との連携、医療機関や自衛隊等関係機関等との協働などが不可欠なことから、全国図上訓練及び複数の都道府県を単位としたブロック別合同訓練等を通じて教育訓練の充実を図るなど、よりの確かつ迅速な出動及び活動が行えるような体制づくりを今後とも推進する。

#### (3) 緊急消防援助隊の早期要請

平時より都道府県と管内消防機関との連携を密にし、各種訓練等の機会を通じて緊急時の連絡体制(要員及び通信手段)の点検・確認を行っておくとともに、大規模災害発生時には、被災都道府県において各種情報収集に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、各県の代表消防機関と速やかに協議し、緊急消防援助隊の要請の可否を直ちに判断する必要がある。

#### (4) 緊急消防援助隊調整本部の位置づけを明確にした受援計画の策定

緊急消防援助隊調整本部は、緊急消防援助隊及び被災都道府県内消防応援隊の部隊配備等の調整、警察や自衛隊等他関係機関との活動調整など重要な役割を果たすことを十分に認識するとともに、代表消防機関

と十分協議をしたうえで応援部隊を受け入れるための受援計画をあらかじめ策定し、同本部の構成員、具体的な設置場所、応援部隊の管内における進出拠点、市町村ごとの集結場所、ヘリも含めた活動隊に対する燃料補給体制等を予め定めておく必要がある。

また、都道府県及び代表消防機関双方の緊急消防援助隊調整本部を運営するしかるべき立場の職員を指定し、日ごろから連絡調整できる環境を整えておくことが重要である。

#### (5) 指揮体制の明確化と情報提供

自らの市町村管轄区域を離れて活動する緊急消防援助隊にとっては、被災地における活動に際し、被害地域への進出ルート、他の都道府県の応援部隊の出動状況と指揮体制、全体的な被害状況等各種の情報が必要となる。そのため消防庁及び緊急消防援助隊調整本部から出動部隊に対し、出動に当たり想定される活動地域及び内容、指揮支援部隊をはじめとする指揮体制と出動部隊及びその活動地域、時々刻々変化する被害状況等の情報を随時伝達する必要がある。

消防庁では、指揮体制表を作成し、緊急消防援助隊調整本部、指揮支援本部等における各級指揮者及び責任者の氏名、連絡電話番号等を明確にし、変更のあった都度現場に提供している。しかし、出動途上にある部隊への情報提供及び活動部隊全隊に、いかに効率的に周知徹底させるかについては今後さらに検討する必要がある。

#### (6) 出動部隊の動態管理

各出動隊のその時々動態を消防庁、緊急消防援助隊調整本部及び各指揮支援部隊で把握しておくことにより、被災地にお

けるより効果的な部隊運用が期待される。平成13年度から東京消防庁及び政令市の指揮支援部隊に、緊急消防援助隊動態情報システム可搬型車載端末を貸与し試験的に運用しているところであるが、平成17年度から消防防災設備整備費補助金(緊急消防援助隊分)の各車両の追加メニューとして今後整備を図っていくこととしている。本システムの平常時における活用方策を充実させ、今後ともシステムの拡充を図っていく必要がある。

#### 4 中越地震以降に消防庁がとった措置等

- (1) 緊急消防援助隊調整本部の徹底について(平成16年11月9日付け消防震第76号)
- (2) 緊急消防援助隊隊長会議の実施(平成16年11月15日～16日静岡市にて)
- (3) 東海地震及び南関東直下型地震における緊急消防援助隊アクションプランの改訂について(平成17年2月4日付け消防震第2号通知)
- (4) 防災行政無線を活用した通信訓練の実施(平成16年12月13日～平成17年1月28日)
- (5) 緊急消防援助隊関係補助金の補正予算措置による充実強化(予算額17.2億円)
- (6) 補正予算による消防庁車両等の整備(指揮車1、人員搬送車1、ヘリコプター1)
- (7) 緊急消防援助隊出動時における消防学校等施設の使用について(平成17年3月28日付け消防震第12号)
- (8) 消防広域応援交付金交付規程及び細則の改正について(平成17年3月28日付け)

消防震第 13 号)

(9) 緊急消防援助隊運用要綱の改訂等について(平成 17 年 3 月 30 日付け消防震第 14 号)

(10) 緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について(平成 17 年 3 月 30 日付け消防震第 15 号)

## 5 おわりに

消防庁では、平成 16 年中の上記の中越地震を含む 4 回の緊急消防援助隊の出動事例をもとに、緊急消防援助隊のより迅速・的確な運用及び緊急消防援助隊調整本部の一層の機能強化等を図るために、上記 4 に示したような対策を講じてきたところであるが、今後ともこれまで以上の実効性を確保するために、本年 6 月 10 日～11 日に予定されている第 3 回緊急消防援助隊全国合同訓練等の機会を通じて検証し、応援活動がより効率的に行われるよう対処していく必要がある。

また、緊急消防援助隊による活動の一層の実効性を確保するため、消防庁、各都道府県、消防機関相互の連携はもとより、警察、自衛隊及び海上保安庁等の防災関係機関との連携が不可欠であり、様々な機会を捉え、各機関相互のより密接な信頼関係を築いていきたい。